

法人税法は、役員報酬等のうち次に掲げるいずれかに該当するものを経費として認めています。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものであっても不相当に高額な部分の金額は経費として認められません。

- ① 定期同額給与・・・毎月の支給額が同額である報酬
 - ② 事前確定届出給与・・・支給時期・支給金額をあらかじめ定めてその内容を税務署長に届出した賞与
 - ③ 利益連動給与(有価証券報告書の提出会社のみ支給可能)・・・利益に連動して支給する賞与
- 今回のニュースレターでは、このうち定期同額給与と事前確定届出給与について解説します。

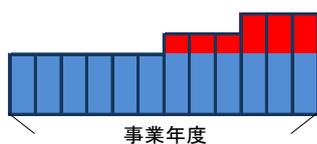
■定期同額給与

定期同額給与とは、役員報酬等のうち、毎月の支給額が**事業年度を通じて同額**であるものをいいます。

なお、事業年度の途中で金額が改定された場合、その改定が次に掲げるいずれかに該当し、かつ、その改定前後の支給額がそれぞれ同額であるものは定期同額給与に該当します。

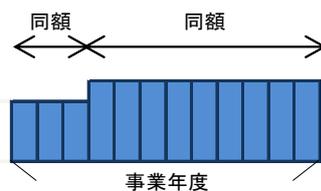
- ① 事業年度開始の日から **3月以内** に行う支給額の改定
- ② 職制上の**地位の変更**や**職務内容の重大な変更**等に伴う支給額の改定
- ③ 経営が**著しく悪化**したことに伴う支給額の**減額**改定

例1) 上記①～③以外の改定



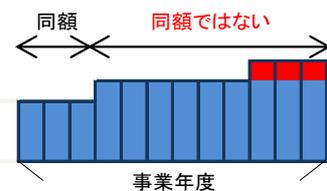
■・・・経費として認められる部分(定期同額給与)

例2) 期首から3月以内の改定



■・・・経費として認められない部分

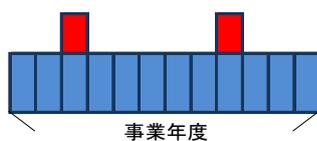
例3) 改定前後が同額ではない場合



■事前確定届出給与

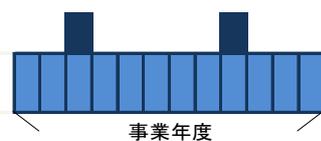
事前確定届出給与とは、役員報酬等のうち、株主総会や取締役会で**支給金額を事前に定め**、かつ、一定の期限までに税務署長に対して**届出書を提出**したものをいいます。

例1) 届出書の提出無し



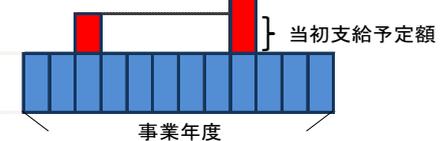
■・・・経費として認められる部分(定期同額給与)

例2) 届出書の提出有り



■・・・経費として認められる部分(事前確定届出給与)

例3) 一部でも予定通り支給しなかった場合

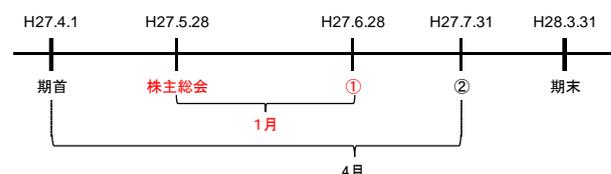


■・・・経費として認められない部分

■事前確定届出給与に関する届出書の提出期限

届出書の提出期限は、次の①と②のいずれか早い日までとされています。

- ① 株主総会の決議により、役員報酬等に関する定めをした日から **1月後までの日**
- ② その事業年度開始の日から **4月以内の日**



職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更等の事由が生じた場合には、その事由が生じた日から **1月後までの日**に届出書を提出することで、当初定めていなかった役員報酬等の支給を新たに予定することや、既に定めている役員報酬等の支給額を変更することが出来ます。

Q1. 非常勤の取締役や監査役に対して半年毎に支給する報酬等は、定期同額給与に該当するでしょうか。それとも事前確定届出給与に該当するでしょうか。

A 届出を提出することで事前確定届出給与に該当します。

定期同額給与として認められるためには、その支給が1月以下の一定の期間ごとに行われる必要があります。したがって、半年毎に支給される報酬等は定期同額給与に該当せず、その支給額を経費とするためには事前に届出書の提出が必要となります。

ただし、同族会社以外の法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する報酬等については、届出書を提出しなくともその支給額を経費とすることが出来ます。

Q2. 事前確定届出給与として税務署長へ届出を行っています。届出を行った支給額と異なる金額で支給してしまいました。この場合どのようなになるでしょうか。

A 届出た支給額と異なる金額で支給した場合、支給額の全額が経費として認められなくなってしまいます。

4/1	6/26	12/25	3/31	6/25	6/26	4/1	6/26	12/25	3/31	6/25	6/26
期首	株主総会	支給	期末	支給	株主総会	期首	株主総会	支給	期末	支給	株主総会
<届出>		200万円		200万円		<届出>		200万円		200万円	
<支給>		200万円 (経費○)		200万円 (経費○)		<支給>		190万円 (経費×)		200万円 (経費×)	

Q3. 上記Q2のケースで、ある役員には届出どおりの支給額で支給し、別の役員には届出を行った支給額と異なる支給を行ってしまいました。この場合、全員が経費として認められなくなるのでしょうか。

A 届出通りに支給した役員に対する報酬等については経費として認められますが、届出書と異なる支給を行った役員に対する報酬等は経費として認められません。

Q4. 使わなくなった社用車を役員へ贈与することを検討しています。このような金銭ではない現物資産を支給する場合も給与等に該当するとのことですが、事前確定届出給与の対象になるのでしょうか。

A 事前確定届出給与は、支給額が事前に確定している報酬等を対象としています。したがって、現物資産による支給など事前に支給金額が確定していないものは対象となりません。



アクタス 税 理 士 法 人

アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂】 〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【立川】 〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F
TEL : 03-3224-8888 FAX : 03-5575-3331 TEL : 042-548-8001 FAX : 042-548-8002

【荒川】 〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105 【大阪】 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL : 03-3802-8101 FAX : 03-3805-2070 TEL : 06-6449-8682 FAX : 06-6449-8683